



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言
後藤 正雄 さま
(ごとう まさお)

これからの老後は、仕事や子育てを卒業し、気の合う仲間たちと悠々自適な自分の時間を楽しむ人生です。そんな生き生きとした老後を楽しむために必要なのは、自分自身が能動的、活動的に過ごせ、主体性が持てる住まい環境、気の合う仲間たち、そして健康を適正に管理するためのサポート体制に他なりません。

そんな私の積年の思いを結集したハウスが、「グランドハウス未来」です。

お客さま紹介

株式会社中部メディカルサービス(URL:<http://www.orihime.ne.jp/~cms/>)

◎会社概要

昭和55年7月設立。
本社所在地は一宮市八町通二丁目。
調剤薬局7店舗・有料老人ホーム1施設を経営。

朝日担当代表社員
鹿島 兼一



◎得意分野(商品紹介等)

平成18年2月、住宅型有料老人ホーム「CMSグランドハウス未来」(<http://www.cms-mirai.com>)が一宮市栄1丁目1番18号に設立されました。

「グランドハウス未来」の大きな特徴は、名古屋からJRで12分、一宮駅から徒歩7分という利便性が良いことです。

そして、経験豊かな医師であるハウス長さまをはじめ、看護師、介護福祉士、ヘルパー、管理栄養士、調理師など主要なスタッフは全員有資格者です。専門性の高いスタッフが健康面、心のケアにも十分に配慮してくれ、日々の会話を通して、些細な変化も見逃さず、毎日が快適で健康に過ごせるよう温かく見守ってくれます。万一、病気や介護が必要になった場合も、総合病院、内科、外科、眼科、歯科などの医療機関の協力体制も万全です。シャトルバスでの運行や年2回の定期健診など、安心の医療サポートも充実しています。

便利な地で、快適な都市生活を満喫していただき、ワンランク上の理想の「高齢者の住まい」を是非ご検討下さい。

※現在、小冊子「幸せになれる有料老人ホームの選び方」を、御希望の方に無料進呈中です。(御希望の方は、0120-06-2121に御連絡ください。)

話題の言葉

有限責任事業組合【Limited Liability Partnership】とは、所有と経営を分離しないという民法上の任意組合と出資者が有限責任しか負わないという株式会社のそれぞれの長所を取り入れてた新しい事業組織形態のことです。一般にLLPと呼ばれています。

2005年5月に施行された「有限責任事業組合契約に関する法律」により設立が可能となりました。出資者自身で組合の意思決定を自由に取り決めることができる点、組合自体には課税されず出資者に直接課税される点などの特徴があります。

アメリカやイギリスでは、すでにこの制度があり、日本でも今後、活用が期待される事業形態といえます。(磯村)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (使用人兼務役員の使用人分賞与)

当社は、使用人兼務役員(取締役総務部長)に対して、使用人の賞与の支給日と同じ日に賞与を支給しています。当社としてはその支給額全額を使用人分として認識し、損金算入しています。何か問題はありますか。

Answer

使用人兼務役員の使用人分の賞与は次の要件の下に損金の額に算入されます。

- ①他の使用人に対する賞与の支給時期に支給していること
- ②その法人における他の使用人の賞与の支給状況等に照らし、その使用人としての職務に対する賞与の金額として相当であること

したがって、貴社が他の使用人の賞与と同じ日に支給している当該賞与は、その金額が使用人としての職務からみて相当であれば、その全額が損金に算入されますが、相当額を超える場合はその超える部分については損金不算入とされます。

解説

合



税法上、役員であっても使用人としての職務を兼ねている場

合は使用人兼務役員とよばれ、使用人兼務役員の使用人分賞与は、一定の要件の下に損金の額に算入されます。

- まず、使用人兼務役員となりうる役員は、①使用人としての職制上の地位にあり、②常時使用人としての職務に従事しており、③社長、副社長、代表取締役、専務、常務、監査役等特定の役員ではなく、④同族会社の特定株主等ではない者とされています。使用人としての職制上の地位とは、部長、支店長、工場長等をいい、特定の部門を統括している経理担当、営業担当といった役員は兼務役員とはなりません。

また、使用人兼務役員の使用人分賞与は、次の要件の下に損金の額に算入されます。

- ①他の使用人に対する賞与の支給時期に支給していること
- ②その法人における他の使用人の賞与の支給状況等に照らし、その使用人としての職務に対する賞与の金額として相当であること

①については、具体的には支給日が他の使用人と同一であるということです。よって、たとえばこれを未払金として経理しておき、後日役員賞与に含めて支給した場合は損金算入は認められません。

②については、原則としてその使用人兼務役員と同程度の業務を行っている使用人の賞与に相当する金額が相当額とされます。したがって、貴社の場合、当該取締役総務部長と年齢、勤続年数および職務内容が類似する役員とはなっていない他の部長がいれば、その者に対する賞与の金額が相当額とされるわけです。またそのように比較できる者がいない場合には、当該使用人兼務役員が役員となる直前に受けていた賞与の額、その後のベースアップ等の状況、使用人のうち最上位にある者に対して支給した額等を参考にして適正に見積もった金額によることができるとされています。

根拠条文等

法人税法 第34条(役員給与の損金不算入)

法人税法施行令 第70条(過大な役員給与の額)、第71条(使用人兼務役員とされない役員)

法人税法基本通達 9-2-17(使用人兼務役員に対する使用人賞与の適正額)